

ごみの分別収集等に関するお知らせ

●住民課住民班 ☎78-3111 (113・115)

広域クリーンセンターへの資源ごみ（缶・金属類・ガラス類・プラスチック類・紙・衣類など）の直接持ち込みはできませんので注意！

家庭から出された資源ごみは、広域クリーンセンターへ直接持ち込みは出来ません。広域クリーンセンターへ持ち込みが出来るのは、可燃ごみだけとなっています。

なお、資源ごみは、毎週水曜日に本町地区及び海浜地区に分け実施しています。直接ごみ処理場に持ち込む場合は無料で受け付けます（事業系資源ごみは有料・一般粗大ごみ有料）。

詳細については、すでに配布しております「平成20年度版ごみ収集計画表」をご覧ください。

STOP! 不法投棄は重大な犯罪です！

町では、不法投棄対策として監視パトロールを実施し、未然防止や早期発見に努めているところですが、人目につみにくい場所や山間部などで、不法投棄が後を絶ちません。不法投棄した場合、5年以下の懲役または1000万円（法人には1億円まで加重ができる）以下の罰金という厳しい罰則が設けられています。不法投棄の未然防止等について、皆様のご協力をお願いします。



←先日のパトロールでは、電化製品類の不法投棄が発見されました。

●お詫びと訂正

先月号9ページの「2008年津奈木町長寿100傑」の記事に誤りがありました。正しくは次のとおりです。

お詫びして訂正いたします。

(正)	NO.	地区名	氏 名	年齢	性別
	66	倉谷	堀田 益雄	91	男
(誤)	NO.	地区名	氏 名	年齢	性別
	66	古中尾	田口 フクエ	91	女

九州統一「マイバッグ・キャンペーン」実施中！
ごみの減量やリサイクルを進めるため、今年も10月1日から10月31日までマイバッグキャンペーン（買い物袋持参運動）を実施します。買い物には、自分の買い物袋（マイバック）を持参し、レジ袋の使用や過剰包装をやめるなど、ごみの減量化に努めましょう。

●問い合わせ先
住民課住民班
☎78-3111 (113)

年金に関するお知らせ 国民年金保険料を追納しませんか？

国民年金保険料の免除等の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、受け取る年金額が少なくなりますが、受け取る年金額を満額に近づけたいと考えている方は、免除等の承認を受けた期間を10年前までさかのぼって納めること（追納）ができます。

なお、保険料の免除や若年者納付猶予、学生特例を受けた年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。平成20年度に追納する場合の金額は次のとおりです。

承認を受けた月の年度	追納額（1カ月分）		承認を受けた月の年度	追納額（1カ月分）			
	全額免除	半額免除		全額免除	半額免除	4分の1免除	4分の3免除
平成10年度	16,590円	—	平成15年度	13,970円	6,980円	—	—
平成11年度	15,950円	—	平成16年度	13,770円	6,880円	—	—
平成12年度	15,320円	—	平成17年度	13,810円	6,910円	—	—
平成13年度	14,740円	—	平成18年度	13,860円	6,930円	3,460円	10,390円
平成14年度	14,180円	7,090円	平成19年度	14,100円	7,050円	3,520円	10,570円

（注意！！）追納は保険料の免除を受けた期間の古い月から納めることになっています。ただし、保険料の免除と学生納付特例を受けた期間の両方がある場合は、どちらかを先に納めるか選択することができます。

10月社会保険出張相談日 9日（木）水俣市もやい直しセンター、23日（木）芦北町役場

問い合わせ先 ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 、 役場住民課住民班 ☎78-3111 (115)